令和3年度 関川村 指名停止措置状況

令和3年8月16日現在

指名停止業者名	住所	指名停止期間	措置要件 指名停止措置要綱該当条項	指名停止の理由
有限会社髙橋建材	関川村大字土沢789-4		不正又は不誠実な行為 第2条第1項(別表第2、11号)	有限会社髙橋建材及び同社の代表 取締役が、令和2年8月31日、村 上区検察庁から廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)違反の罪で起訴された ことが、関川村競争入札参加有資 格者指名停止等措置要綱第2条第 1項(別表第2、11号)に該当す るため。